

支える人を支える 京都の 福祉

府社協 HP

公式 X



『京都の福祉』は福祉関係者に福祉の課題や情報を提供する
「京都府社会福祉協議会」(府社協)が発行する広報誌です

2026

9 月号

no.627

▼2ページ

赤い羽根共同募金は80周年を迎えます。

赤い羽根共同募金過去80年のポスターより抜粋



● 学ばたい気持ちを支える教育支援資金 ▼4ページ
● 平時の備えが災害時の福祉を支える ▼6ページ

もえくさ



N.N

厚労省の2025年国民生活基礎調査の結果が公表された。この調査は3年ごとに行われており、世帯の所得や生活意識などについて調査されている。

調査では「生活が苦しい」と回答した人が5割を超えた。中でも、子どもがいる世帯では6割、母子世帯では8割を超えており、いずれも前回の調査結果を上回っている。

報道では、厚労省は食品等の物価高の影響を要因として挙げている。平均年収は前回調査と比べて5.4ポイント増加しているが、総務省の調査では、消費者物価指数は同時期と比べて8.7ポイント上がっており、賃金の上昇が物価高に追いついていないことが伺える。

また、ある生命保険会社が行ったアンケートでは、社会保険料の負担が重いと感じる人が8割を超えたとの調査結果もある。国は消費税の減税や新たな給付制度などを検討しているが、国の税収が過去最高を記録する中、国民の生活実感に寄り添った政策を求めたい。

赤い羽根共同募金は 80周年を迎えます。



共同募金の使われ方

こども食堂支援

府内で70か所を超えるこども食堂に、「ほっとはあとバースデー」助成、または「ほっと♡おもたせ」助成として、毎月バースデーケーキや焼菓子をお届けしています。福祉事業所がケーキ・焼菓子の製作を担うことで、障がいのある方々の就労支援の一助にもなっています。誕生日という特別な日に、こども達のやすらぎや楽しみ、お友達をお祝いする気持ち、また地域の福祉事業所との交流につながるきっかけになることを目的としています。



災害にも役立つ共同募金

共同募金の災害等準備金は、災害発生時、被災地災害ボランティアセンターの活動に役立てられています。また、平常時においても市町村の常設型災害ボランティアセンターの立ち上げや運営・研修会開催・活動用資機材購入にも助成し、「いざ」という時の活動等の支援にも使われています。「平成30年7月豪雨災害」では、福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹波町・与謝野町への速やかな支援を実施し、ボランティアセンターの円滑な運営に役立ちました。



令和7年度募金の使いみち

令和7年度
京都府の配分・助成額

272,938,485円はこのように使われています。
(災害等準備金取崩・過年度配分金戻入額 16,966,860円を含む。)

〈京都府内36市区町村のじぶんのまちの福祉活動のために〉 **178,215,770円**

高齢者福祉活動助成
51,617,424円

児童・青少年福祉活動助成
12,842,985円

市・区・町・村共同募金委員会の活動費
17,286,087円

課題を抱える人々を支える活動助成
8,890,453円

障がいのある方の福祉活動助成
18,516,283円

住民全般の福祉活動助成
69,062,538円

〈京都府全体の福祉活動のために〉

94,722,715円



広域福祉活動・災害準備支援

皆さまからいただいた募金の
つかいみちをご覧ください。

はねっと 検索

最寄りのゆうちょ銀行、またはインターネット等を活用した募金もできます。

最寄りのゆうちょ銀行からも
募金ができます。

01050-1-297

社会福祉法人
京都府共同募金会

スマホ・インターネット等を
活用した募金ができます。

市区町村を
選択してください。
クレジットカードや
「PayPay (ペイペイ)」など
携帯・パソコンからも寄付ができます。
※匿名寄付も可能です。
※市区町村を選択してください。



詳しくは、中央共同募金会HPの
「寄付する」ページをご覧ください。
▶ <https://www.akaihane.or.jp>

令和8年度共同募金運動

令和8年 令和9年
10月1日～3月31日



令和8年度第80回共同募金運動

温かいご協力をよろしくお願いいたします

京都府共同募金会会長 小石原範和

京都府民の皆様におかれましては、日頃より民間の社会福祉活動に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。戦後間もない昭和22(1947)年に始まった赤い羽根共同募金は、おかげさまで運動開始から80年の大きな節目を迎えることとなりました。昭和・平成・令和にわたる地域の支えあいの仕組みとして歩んでこられたのは、ひとえに長年にわたって運動を支えてくださった皆様の深いご理解と温かいご支援の賜物です。



皆様からお寄せいただいた大切な募金は、私たちのまちを良くするため、身近な地域の福祉活動に役立てられています。一人暮らし高齢者への見守り活動、こども食堂への運営支援、障がい者施設への設備支援のほか、近年多発する災害時のボランティア活動への支援など、困難を抱える方々を支えるための貴重な財源となっています。10月1日から「ありがとう。これからも一緒に。」の感謝の気持ちと新たな決意のもと第80回共同募金運動を展開いたします。これからも誰もが孤立せず、安心して暮らせる「つながりをたやさない地域づくり」のため、「支える人を支える募金」としての役割を発揮してまいります。皆様の変わらぬご理解と、温かいご協力をよろしくお願い申し上げます。



共同募金運動の変遷

昭和20年代

・第1回共同募金運動が全国で一斉に行われる。(昭22)
・共同募金の赤い羽根シンボルが決められる。(昭23)
・京都府共同募金会が社会福祉法人として認可される。(昭27)

昭和40年代

・京都府共同募金会に、児童福祉を目的とした加藤利基基金が創設される。(昭43)
・募金期間以外に寄託される寄付金についても税法上の措置が行われるようになる。(昭45)

平成10年代

・「京都府台風23号災害」義援金募集府内初の災害等準備金配分(北部2市3町)(平16)

平成20年代

・京都府内において、新しい募金方法として赤い羽根自販機が設置される。(平20)
・地域発進型「募金百貨店プロジェクト」誕生。(平27)
・こども食堂支援ほっとはあとバースデー・ほっと♡おもたせ(平28)

令和以降

・募金方法にPayPayを導入。キャッシュレスで手軽に寄付が可能に。(令6)

希望する
未来を現実に

学びたい気持ちを支える 教育支援資金

京都府社会福祉協議会では、経済的な理由で進学や修学を諦めることなく、一人ひとりが安心して学び続けられるよう「生活福祉資金（教育支援資金）」の貸付を行い、誰もが進路や夢に挑戦できる社会の実現を目指しています。



進学・就学支援制度のご紹介

社協の教育支援資金貸付のほかに、国や京都府などが実施しているさまざまな進学・就学支援制度があります。代表的な4つの制度を紹介します。

■高校生等修学支援事業（無利子貸付又は利子補給）

勉強への意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な高校生等に、修学金等の貸与や、金融機関からの借入に対する利子補給を行います。

問合せ 在学中の中学校、又は京都府教育庁高校教育課

■母子父子寡婦福祉資金貸付事業（無利子貸付）

ひとり親家庭等のお子さまが高校や大学等に修学する際、入学金や授業料、書籍代、交通費などの必要な

費用を無利子で貸し付けます。

問合せ 京都市在住の方は各区保健福祉センター、京都府内の他市町村在住の方は保健所

■私立高等学校あんしん修学支援事業（授業料減免）

府内の私立高校に在籍する生徒を対象に授業料の減免（減額や免除）を行います。学校を通じて学費の減免を受けていただく制度です。

問合せ 在学中の高校、又は京都府文教課

■独立行政法人日本学生支援機構奨学金（貸与）

経済的理由により修学困難な学生・生徒へ奨学金を貸し付けます。無利子の第一種と有利子の第二種があります。

問合せ 在学・出身の高校や大学等

「生活福祉資金（教育支援資金）」の相談申込窓口は、

お住まいの市町村社協です。

お気軽にご相談ください。



教育支援資金の詳細はこちら



※1…3万円×6ヶ月分 ※2…入学金・制服代・学習用タブレット端末代・通学定期代・施設設備費
※掲載されている事例は、実際の複数の事例をもとに再構成したフィクションです。

事例1 私立高校進学費用貸付「憧れの高校に進学できたAさん」

Aさん（15歳）は母と2人暮らし。野球の強豪校である私立高校入学を目標に中学生を送っていた。しかし、授業料が無償化されても、それ以外にかかる入学金や制服、学習用タブレット端末代、通学定期代等を捻出することが難しく、母からは近所の公立高校への進学を勧められていた。野球に全力で打ち込める環境を選びたいAさんは、家計を思う気持ちがありつつも、夢を諦めたくないという思いが強く、1人で悩んでいた。

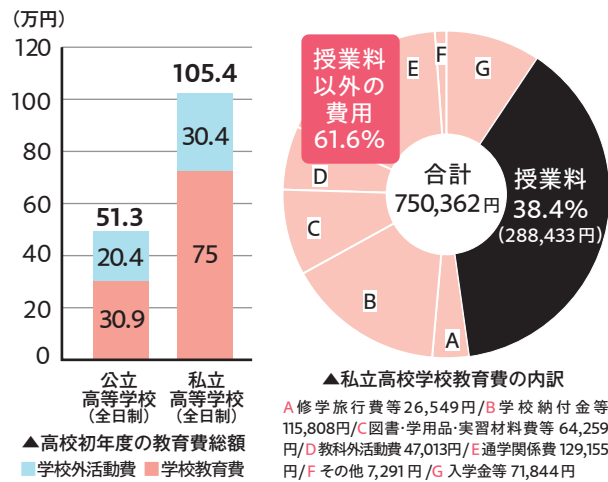
Aさんがこの悩みを民生委員に打ち明けたことから、社協の貸付制度に繋がり、相談を重ね申請を行うこととなった。その結果、教育支援費として18万円（3万円×6ヶ月分）、就学支度費50万円（入学金・制服代・学習用タブレット端末代・通学定期代・施設設備費）、計68万円の貸付決定を受けた。無事に志望していた私立高校に進学が決まり、貸付金を使い進学費用を支払うことができた。入学後、Aさんは野球部に入部し、熱心に部活動に打ち込んでいる。Aさんは「夢を諦めなくてよかった」と話している。

事例2 私立大学進学費用貸付「遠方の大学へ進学し、一人暮らしを始めたBさん」

Bさん（18歳）は両親と弟の4人暮らし。Bさんは京都市内にある4年制私立大学への進学を希望していた。しかし、自宅が京都市内から離れており、毎日の通学は困難な状況だった。高い私立大学の学費に加え、新たに下宿費用や新生活の準備資金がかかることに對して、両親は費用面のやりくりで頭を悩ませていた。

そこで、進学を諦めたくないBさんが高校の先生に相談したところ、社協の貸付制度を紹介され、窓口での相談を経て申請を行うこととなった。その結果、教育支援費として51・6万円（8万円×6ヶ月分）の貸付と、就学支度費50万円（入学金や下宿の初期費用、パソコン購入費用）、計101・6万円の貸付決定を受け、無事に進学費用を支払うことができた。

後日、Bさんは大学へ入学。現在は京都市内で一人暮らしを始め、希望していた大学での学生生活を送っている。Bさんの両親は「費用の心配で進学を迷っていましたが、背中を押してもらえました」と安堵の表情を見せた。



参考資料：日本政策金融公庫「教育資金はいくら必要？」<https://www.jfc.go.jp/n/finance/ippan/kyoikuhi/cost.html>

平時の備えが災害時の福祉を支える ～社会福祉法人の新たな役割～

DWAT が派遣された災害事例



近年、全国各地で自然災害が頻発する中、災害時における福祉的支援の重要性が高まっています。

高齢者や障害のある方など、特別な配慮を必要とする方への支援には、避難所での生活環境の整備に加え、一人ひとりの身体状況や生活背景に応じたきめ細かな対応が求められます。こうした支援は、被災された方の生活を支えるだけでなく、災害関連死を防ぐ上でも重要な役割を果たします。災害関連死をゼロにするためには、命を救う支援だけでなく、その後の生活を支える福祉の力が欠かせません。

令和7年の災害救助法等の改正により、災害法制に福祉サービスが位置づけられるとともに、令和8年6月に成立した社会福祉法改正では、在宅避難者や車中泊避難者などへの支援も含め、地域を基盤とした災害ケースマ

ネジメントについて、付帯議論がなされました。こうした中、DWATをはじめ、社会福祉法人が果たす役割はますます重要となっています。

発災に備え 社会福祉法人が 地域で果たす役割

災害発生時に、地域の要配慮者を支えるためには、発災後の対応だけでなく、平時からの備えが欠かせません。

社会福祉法人には、DWATや介護職員応援派遣等の人的協力、法人間の連携、地域との関係づくり、施設の防災体制やBCPの整備など、多面的な取組が求められています。

今回、京都府内で災害時を見据えた平時の取組を進める3つの社会福祉法人を取材しました。

普段は地域の コミュニティスペース、 災害時は福祉避難所に

社会福祉法人同胞会 同胞の家 / クロス施設長 石崎知宏氏



同胞会が運営する「クロス」は、伊勢田ふれあいセンターの機能を引き継ぐ形で令和5年に開設しました。平時は、地域住民の各種サークル活動や自治会の集まりなどに利用される「まちのコミュニティスペース」として、地域の人々が気軽に集う場となっています。一方、災害が発生した際には、福祉避難所としての機能を発揮します。

社会福祉法人として、災害時に地域住民の命と生活を守る社会資源となることを目指し、福祉避難所の開設・運営、福祉専門職による生活支援、拠点・物資の提供、災害ボランティアセンターとの連携を重視しています。

平時からBCPの策定や自治体・地域住民との防災協定、合同訓練を行うほか、3日以上生活を維持できる備蓄や電力供給設備を整え、地域の安心を支えています。

自治会との防災協定「顔の見える関係」を災害時の力に

社会福祉法人京都基督教福祉会 介護老人福祉施設シオンの里 統括部長 中平克樹氏



シオンの里は、令和8年6月、地元の椋原自治連合会と防災協定を締結しました。自身がDWAT チーム員として派遣された能登半島地震の経験を学区内で報告したことをきっかけに、災害時の福祉支援について地域で考える機会が生まれました。

防災協定では、シオンの里が福祉車両や車いすなどの物的支援、介護士・看護師等の人的支援を提供する一方、自治会側も施設の水や食料が不足した際に相互に融通することを定めています。締結までには3年にわたり協議を重ね、現在では互いの防災訓練に参加し合う関係へと発展してきました。

「発災時に自分たちだけで要配慮者を支援できるのか」という地域の不安に応えるとともに、協定締結を機に、平時から助け合い、顔の見える関係を築くことができます。

京都 DWAT チーム員として、 災害時にも福祉の専門性を生かす

社会福祉法人南山城学園 法人本部事務局 井上明香里氏

全国社会福祉協議会への出向中に能登半島地震で初めて被災地支援に携わり、福祉職として被災地を支える意義や専門性を実感しました。同時に、京都が被災した際に自分に何ができるのかを考え、平時から京都の福祉関係者とつながることの大切さを感じ、今年7月に京都DWATの新規チーム員として登録しました。

出向を通じ、社会福祉法人は福祉サービスを提供する場だけでなく、地域の福祉を支える「人の集合体」だと感じるようになりました。平時から「困ったら南山城学園に相談しよう」、災害時にも「近くの南山城学園の〇〇さんは大丈夫かな」と思ってもらえる、顔の見える関係を職員・利用者相互に築くこと、その積み重ねが社会福祉法人が地域で果たす役割だと考えています。

最後に

災害時に必要となる支援は、発災後に突然始められるものではありません。

日頃から地域とつながり、人を育て、備えを積み重ねることが、災害時に一人ひとりに寄り添った福祉支援につながります。社会福祉法人が持つ福祉の専門性と地域とのつながりは、災害時の大きな力となります。京都では様々な取組を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが進められています。

社会福祉協議会の災害対応の取り組み

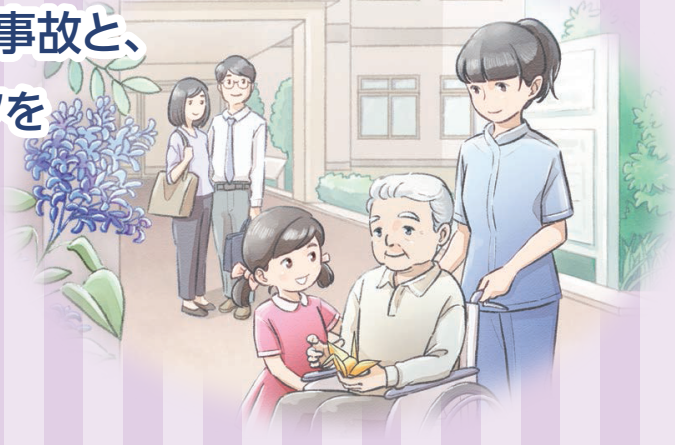
	平 時	急性期	亜急性期	復旧復興期
社協の動き	通常VC ・Vo養成 ・災害VC人材育成等	災害ボランティアセンター ・被災者の困りごと把握(作業系メイン) ・ボランティアの受付、マッチング ・外部支援団体との連携 等		通常VC 地域支え合いセンター ・生活に関する困りごと把握・支援 ・地域のつながり再構築支援 等
	地域づくり ・地域共生社会の推進 ・避難行動要支援者に関する活動 ・災害に強い地域づくり	災害ケースマネジメント ・被災高齢者等把握事業 ・緊急小口資金特例貸付 ・被災者見守り相談支援事業 ・多機関連携		通常の地域福祉活動における支援 災害対策本部との連携(情報共有等)、多機関連携、地域住民との連携
社会福祉法人の動き	DWAT 災害派遣福祉チーム ・チーム員養成、育成 ・避難所訓練 ・他チームとの連携 等	DWAT派遣 ・避難所等(福祉避難所、在宅避難、車中泊避難)における避難者への福祉的支援・環境整備 ・保健医療福祉チームとの連携 ・福祉サービスへのつなぎ支援 など		地域支え合いセンターへ引継ぎ 施設間相互応援派遣 介護職員等派遣 福祉避難所開設支援など 災害対策本部、保健医療福祉調整本部との連携(情報共有等) 多機関連携、社協との連携

出典：全社協資料「災害から地域の人びとを守るために～災害福祉支援活動の強化に向けた検討会報告書 2022.3.31」の図簡略化



令和8年度版

社会福祉法人等が経営、運営する
福祉施設・事業の賠償・傷害事故と、
法人の経営にともなうリスクを
幅広く補償します。



しせつの損害補償

「しせつの損害補償」に新たな加入方式「法人包括プラン」ができました。従来の「しせつの損害補償（施設単位加入）」と「法人包括プラン（法人包括加入）」のいずれかを選択・加入できます。

法人包括プラン NEW

「法人包括プラン」は、福祉施設・事業を経営・運営する社会福祉法人が加入対象です。（社会福祉協議会を除く）

第1種
社会福祉事業

第2種
社会福祉事業

全ての
施設・事業を
自動補償

収益事業

公益事業

ポイント1 安心

福祉施設（事業）の明細要らずで、全ての福祉施設・事業を賠償事故からまとめて補償

ポイント2 便利

期中で新たに始めた福祉施設（事業）も手続き不要で自動補償

ポイント3 簡単

契約時は全ての入所型・通所型施設の合計定員数の申告のみ（保育所は別途加入）

しせつの損害補償 （従来の加入方式）

従来のしせつの損害補償は、社会福祉法人、社会福祉協議会、公立福祉施設（自治体）、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人が加入対象です。

「法人包括プラン」・「しせつの損害補償（従来の加入方式）」ともプラン1～4は、共通内容です。

プラン1 施設業務の補償

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

見積作成・加入手続きは簡単便利なインターネットから!!

PCからの場合は、<https://www.fukushihoken.co.jp/>よりアクセス!!



スマートフォンやタブレットの場合はこちらの二次元コードよりホームページにアクセスしてください。



● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ25-11172 より抜粋）